

第Ⅱ部 具体的方策

第Ⅱ部では、子ども・若者やその家庭を取り巻く現状や国の示す各種計画等に鑑みた本計画における重要事項とその対応について、第1章で記載します。また、第1章の取組を含め、第2章で子ども・若者やその当事者などへの施策を体系的に整理し、お示しします。

さらに、第3章では、計画期間中の子ども・子育てを支援する事業に関する必要量の見込みなどを定める「子ども・子育て支援事業計画」についてお示しします。

なお、施策内容や支援事業計画の詳細は、別冊として取りまとめ、京都市情報館ホームページ上において公開しています。

● 京都市はぐくみプラン〈2025-2029〉

<https://www.city.kyoto.lg.jp/hagukumi/page/0000337414.html>



コラム② 子ども・若者の意見聴取と反映について

先述したこども基本法やこども大綱において、改めて「子ども・若者の意見を聴き、その意見を反映すること」について明記されました。

その内容を受け、本計画の策定においても、子どもの居場所である児童館や、若者団体の自主的な取組を通じて聴取した意見を反映しています。

児童館などにおける取組 (子ども向け)

児童館や学童保育所（市内計140か所）に通う子どもに対し、「『ここにいたい』と思える場所があるか」等の問いを設けたアンケート調査を実施し、5,298件の回答を得ました。

その結果を基にワークショップを実施し、その中で出た意見を踏まえた市長との「市民対話会議」を行いました。内容は、「③「居場所」と「出番」」など、子どもの「居場所」に関連する項目へ反映しています。



青少年活動センターなどにおける取組 (若者向け)

若者の任意団体「ユースカウンスル京都」が、青少年活動センターを利用する若者などを対象としたアンケート調査及びワークショップを実施し、「若者施策の重要な視点」「若者の意見反映に向けた居場所づくり」など、若者自身による、若者の声を取りまとめた報告書を、市長との「市民対話会議」において市長へ提出するとともに、その内容について議論を深めました。

提出いただいた報告書は、子ども向けの取組と同様、本計画における関係する項目へ反映しています。



主な意見は、ページ14・15「③「居場所」と「出番」」で掲載しています。

第1章 本計画における重要事項

① 子ども・若者、子育てにやさしい「こどもまんなか社会」づくり

こどもまんなか社会とは、「全ての子ども・若者が、自身が置かれている環境に関係なく、身体的・精神的・社会的に、将来にわたって幸せな状態（ウェルビーイング）で健やかな成長と生活ができる社会」のことです。

こどもまんなか社会の実現には、子ども・若者施策の充実はもちろんですが、子育て当事者や子育て施策・サービスの担い手、当事者となろうとする人など、全ての関係者が、気兼ねなく利用できる支援制度や、社会全体で支えられる環境を充実させていく必要があります。

少子化や人口減少問題など、全国的な課題への対応とともに、京都に住みたい、住んでよかったと思っていただける風土づくりを進めていきます。

【取組の方向性】

- 子ども・若者に関する経済的負担のさらなる軽減を推進します。
- 住宅、学校、職場、子育てなどの様々な場面において、施設や設備といったハード面とサービスといったソフト面の両面から、全庁横断的に子ども・若者や子育て当事者を支えていきます。
- 「こどもまんなか社会」・「選ばれるまち京都」の実現に向け、オール京都の体制で、社会全体の機運・意識を醸成していきます。

【具体的な施策】

① 経済的負担のさらなる軽減への取組

第2子以降の保育料無償化、子ども医療費支給制度の充実 など

② 子育てにやさしいまちづくり

・若年・子育て世帯の定住・移住促進

京都安心すまい応援金、京都安心すまいバンク、京都市若者・子育て応援住宅（こと×こと） など

・多様な遊び場の拡充

こどもまんなか公園魅力アッププロジェクト、全天候型の遊び場の確保に向けた検討 など

・子ども・若者が安心して集える環境づくり

西京極総合運動公園をはじめとした運動施設整備、民間保育園等の老朽化対策をはじめとした施設整備 など

・社会全体であたたかく見守り支え合う機運の醸成

京都はぐくみ憲章の啓発・実践推進、京都はぐくみネットワークをはじめとした地域や関係機関による子育て応援に資する情報発信、オール京都の推進体制による子育て当事者を見守り支え合う機運の醸成 など

③ 教育環境の充実

中学3年生での30人学級などの少人数教育、小・中学校の普通教室等の空調更新や学校体育館の空調整備 など

④ 子育て・教育に関する情報発信の充実

子育て支援ポータルサイト「はぐくーもKYOTO」や「京都はぐくみアプリby母子モ」などによる、子育て支援施策やイベント情報など、情報発信の充実

② 子ども・若者の意見反映

2023（令和5）年4月、こども基本法が施行され、子ども・若者の政策を策定・実施などをするに当たっては、その意見を幅広く聴取し、反映させることが各自治体に義務付けられました。

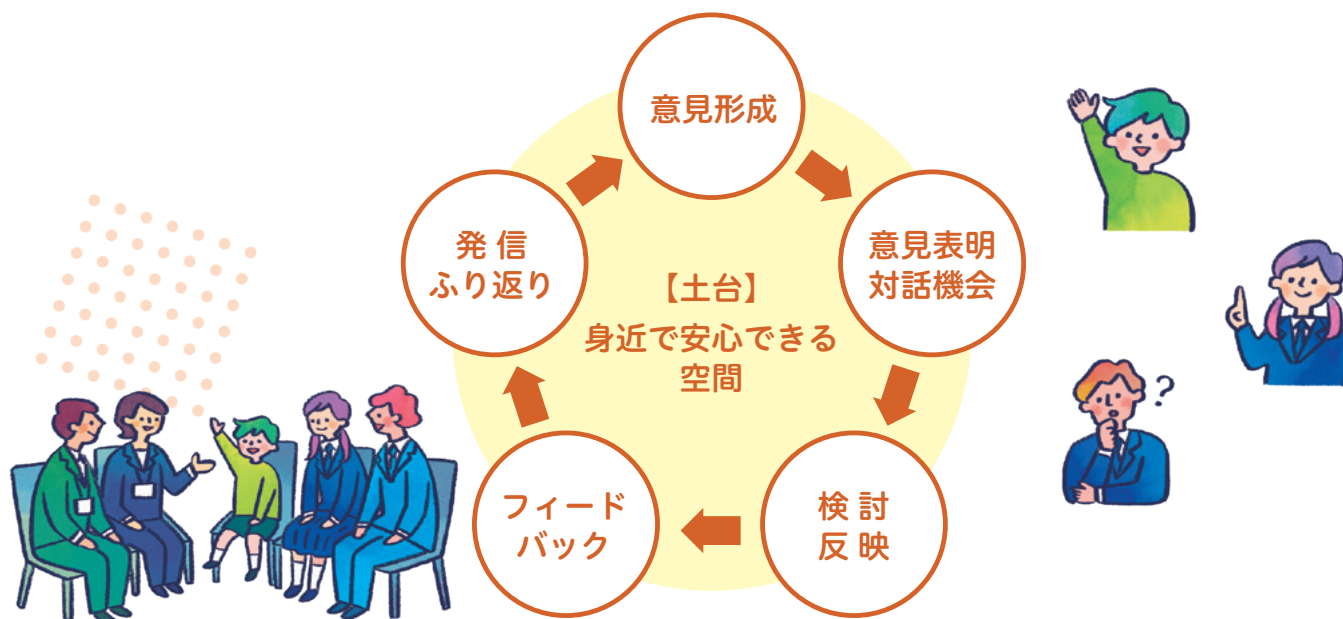
本市においても、事業や施設の運営を推進する中で生の声を聞き取るなど、実施してきた事業個別での意見の聴取に一層努めるとともに、子ども・若者からより幅広く意見を聴き、反映していく仕組みづくりが重要です。

まずは、子ども・若者が自由に意見を発信できる豊かな土壌の醸成を目指し、発信された意見などの反映プロセスを透明化しつつ、あらゆる手段・ツールを活用しながら、意見の聴取とその反映に取り組んでいきます。

【取組の方向性】

- まずは、子ども・若者が意見を発信しやすい環境づくりに取り組みます。
- 本計画策定以降も、子ども・若者から継続的に意見を聴き、施策に反映できる仕組みづくりに取り組んでいきます。

● 循環型子ども・若者の意見反映モデル ●



資料：ユースカウンスシル京都 若者等への意見聴取報告書～次期「京都市はぐくみプラン」策定に向けて

【具体的な施策】

- ・児童館をはじめとする関連施設と連携した、循環型子ども・若者の意見反映モデルに基づく子どもからの意見反映プロセスの検討・実施
- ・ユースカウンスシル京都等の若者団体と連携した、循環型子ども・若者の意見反映モデルに基づく若者からの意見反映プロセスの検討・実施
- ・パブリックコメントの実施
- ・子ども・若者向けパブリックコメントの手法検討と実施
- ・子育て支援者等の研修における「聴く側」の意識醸成

③「居場所」と「出番」

2023（令和5）年12月、「こどもの居場所づくりに関する指針」が閣議決定され、その中において、子ども・若者の居場所とは以下のとおりとされています。

- ① 子ども・若者が過ごす場所・時間・人との関係性全てが、子ども・若者の居場所となり得ること
- ② その場や対象を居場所と感じるかどうかは、子ども・若者本人が決めること

本市においても、子ども・若者の視点に立ち、その声を聴きながら、安心・安全で、地域の特性が活きる、各々のライフステージに応じた切れ目ない「こどもまんなか」の居場所と出番づくりをさらに推進していきます。

【取組の方向性】

- 今まで本市が取り組んできた居場所づくりでの居場所は、指針を踏まえ、改めて子ども・若者の意見を聴きながら運営を行っていきます。
- 地域の施設・資源の活用や、関係機関・団体同士の連携により、子ども・若者の居場所について充実させていきます。

【具体的な施策】

- ・ 学童クラブ事業や放課後まなび教室による、安心・安全な放課後の居場所の充実と出番づくり
- ・ 児童館や青少年活動センター等による、子ども・若者の居場所と出番づくり
- ・ 青少年活動センターによるアウトリーチ手法を活用した事業の推進
- ・ 子ども食堂など、自主的な子どもの居場所づくりの取組への支援
- ・ 学校施設、図書館など地域資源を活かした子ども・若者の居場所と出番づくり

コラム② 子ども・若者の意見聴取と反映について（つづき）

子ども・若者の意見聴取の場では、活発な意見交換が行われ、様々な意見が交わされました。交わされた意見について、いくつかご紹介します。

児童館ワークショップ ～「喜怒哀楽」ごとに欲しい居場所～



『喜』グループ

- 明るい雰囲気や広々とした空間
- 褒めてくれる（認めてくれる）人の存在
- 歌や音楽を楽しめる空間 など



『怒』グループ

- クールダウンできる雰囲気の空間
- 壁や仕切りがあり、少し孤立できるスペース
- 誰かに話を聞いてもらえる場所 など



『哀』グループ

- 落ち着いた音楽や自然の音
- 人と距離を保ちながら、支えてもらえる空間
- 感情を表現できる場所 など



『楽』グループ

- クッションや布団など、心地よくなるもの
- お昼寝スペースや、静かな休憩所
- 開放感を共有できる人や空間 など

ユースカウンスル京都と市長との市民対話会議

～若者の居場所のあり方～

いつでも行きたいと思った
ときに行ける空間や場所が
居場所

「何もなくてよい」という
安心感が重要だと感じる



話を聞いてくれる場所と
人が大事

任せてもらえる、社会の
一員としてできることが
あると、若者がいきいき
するのではないかと

コラム③ 「居場所」と「出番」について

皆さんには、「ここにいたい！行ってみたい！」と思える場所がありますか？
そのような場所は、誰にでも必要だと思います。

本市には、市が運営する児童館や青少年活動センターなどのほか、地域の方々や団体が運営する子ども食堂などの居場所があり、ひきこもり・不登校などに関する相談窓口もあります。

子ども・若者の皆さんからの声によると、「そこにいるだけで心地よい」「ありのままの自分でも大丈夫」と思えるような居場所もあれば、「やりたいことができる」「やってみたいことを後押ししてくれる」といった出番づくり、「悩みを聞いてくれる」「寄り添ってくれる人がいる」といった相談ができる場など、人それぞれ異なっています。

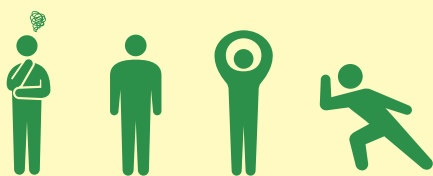
今後とも、子ども・若者の皆さんが、気軽に行ける場所・相談できる居場所づくりを行います。また、皆さん一人一人の思いに寄り添い、共に考え、皆さんの出番につなげられるような機会・環境づくりや、場合によっては相談につなげられるよう取り組んでまいります。

出番（子ども・若者の活躍の場）

- 居場所でのイベント企画やお手伝いなど、役割の創出
- ボランティアや地域のための活動などを後押し
- 若者が発表する機会の提供 など

相談

- 相談機関へのつなぎ



居場所の運営に関わる大人



④ 子どもの育ち

2023（令和5）年12月、「幼児期までのこどもの育ちに係る基本的なビジョン」が閣議決定され、その中ではじめの100か月までの子どもの育ちには、以下の「安心」と「挑戦」の繰り返しが重要とされています。

- ① 子どもが不安な時などに、身近な大人がその気持ちを受け止め、子どもへ寄り添うことで「安心」の土台となる「アタッチメント（愛着）」を形成
- ② 「安心」の中で多様な子ども・大人や、モノ・自然などの環境との出会いなどでの豊かな「遊びと体験」を通じた「挑戦」

これを踏まえ、本市では、保育の質の充実に引き続き重点的に取り組むとともに、子育て当事者や保育者、子育て支援者などが、100か月以降の子どもを含めたその育ちに寄り添うことのできる環境を実現していきます。

また、「京都ならではの」多様な「遊びと体験」を通じた豊かな育ちが保障される社会の実現を目指します。

【取組の方向性】

- 「こどもまんなか」の視点を加え、本市独自での保育士加配など、引き続き幼児教育・保育の質の向上や、未就園児を含めた全ての乳幼児の子育て支援に取り組み、子どもの育ちに寄り添うことのできる環境を公・民が一体となって実現していきます。

市営保育所の今後の役割について

子どもの健全な心身の発達を図るため、引き続き、公・民が一体となって、次の考えに基づき、本市の保育の質の向上及び地域の子育て支援のさらなる充実を図っていきます。

- 今後、公として果たすべき役割については、多様化する保育ニーズに対応していくため、時代の状況に応じた取組を直営の保育現場で実践することで、知見等を行政が自ら蓄積し、それらを本市の保育施策に還元するとともに、災害等予期することができない突発的な事象への対応など、行政の保育所として本市の保育環境を支えていきます。

なお、公としての役割を踏まえつつ、その配置については、今後、少子化が進行する中であって、子どもの乳幼児期の成長発達において重要となる集団での活動を経験する機会の確保等の観点を含め、引き続き検討していきます。

- 保育施策の企画・立案や実践、民間保育施設への支援・助言等を行うため、市営保育所での実地経験の積み重ねや保育所外での職務経験等を通して、保育の専門性及び行政スキルを備えた保育士を本市職員として育成し、本市の保育行政に寄与していきます。



- 保育士等の処遇改善や働き方改革等の推進により「京都の保育」の魅力を高め、「働きがい」の向上や人材確保につなげるとともに、市民がより一層安心して子どもを預けることができる保育環境整備を進めることで、「京都らしい」保育を実践していきます。
- 妊娠前から妊娠期、出産、幼児期までの切れ目ない支援に取り組んでいきます。
- 子どものうちから文化芸術や伝統産業などに触れられるといった、「京都ならではの」強みを活かした「遊びと体験」の機会拡大と、内容の深化・充実を検討し、取り組んでいきます。

【具体的な施策】

① 幼児教育・保育の質の向上

- ・保育を必要とする児童に対する国基準を上回る職員配置、民間保育園等への人件費等補助金を通じた保育士等の処遇改善や働き方改革の推進
- ・円滑な幼保小連携・接続の推進
- ・こども誰でも通園制度（乳児等通園支援事業）の実施
- ・「マイ保育園・こども園」「マイ幼稚園」事業の推進 など

② 妊娠前から妊娠期、出産、幼児期までの切れ目ない支援

- ・区役所・支所子どもはぐくみ室（こども家庭センター）の専門性を活かした親子アタッチメント形成への支援
- ・医療機関や地域等との連携による妊娠前からの切れ目ない支援の推進
- ・乳幼児健康診査や訪問・面談などの機会を活かした伴走型の支援の推進 など

③ 「京都ならではの」様々な「遊びと体験」

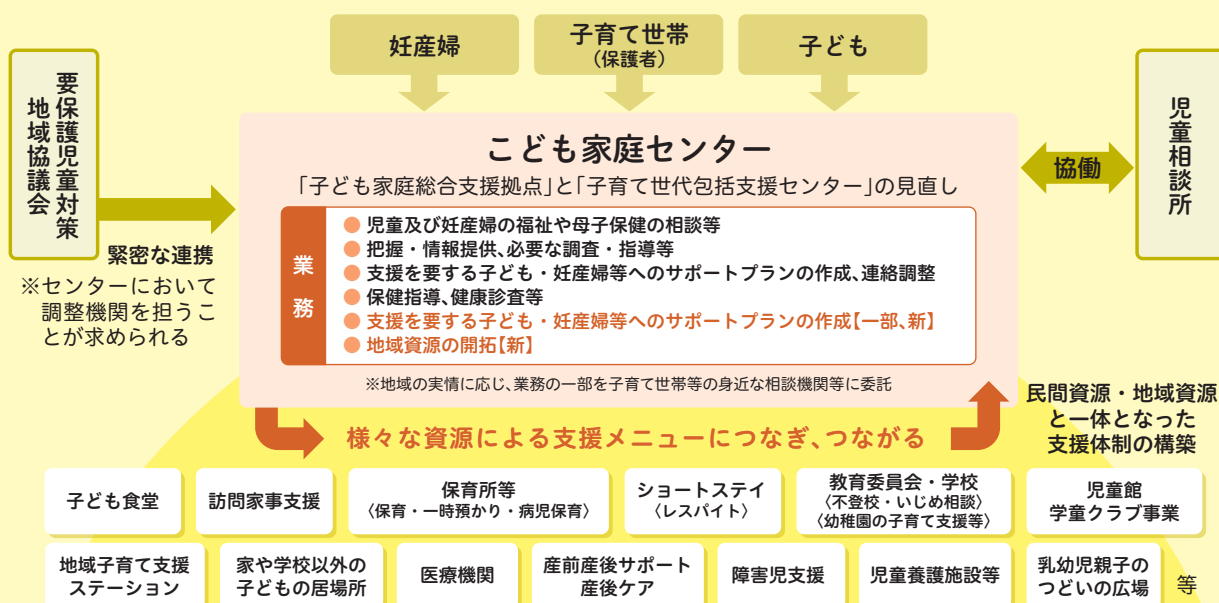
- ・「京都ならではの」の伝統文化教育など、「ほんもの」の文化・芸術に触れる機会の創出（全市立小学校での茶道・全市立中学校での華道体験）
- ・「文化芸術授業（ようこそアーティスト）」「伝統公演授業（ようこそ和の空間）」の各事業などによる、子どもたちが文化・芸術に触れる機会の創出
- ・「京の「匠」ふれあい事業」による、伝統産業の制作体験機会の創出
- ・広報紙及びウェブサイト「あつまれ！京わくわくのトビラ」による子ども・親子向け体験イベント情報の発信
- ・「KYOTO ARTBOX for KIDS」による子ども向けアート情報の発信
- ・府市協調のもと、子どもだけで仮設のまちをつくり運営する「京都版ミニ・ミュンヘン」の実施 など



コラム④ こども家庭センターとは

2024（令和6）年4月に改正児童福祉法が施行され、市町村は「全ての妊産婦、子育て世帯、こどもへ一体的に相談支援を行う機能を有する」機関である「こども家庭センター」の設置に努めることとされました。

これを受け、本市では、2024（令和6）年4月に区役所・支所子どもはぐくみ室を「こども家庭センター」として位置付け、児童福祉と母子保健の一体的な相談支援を実施しています。



⑤ 多様な支援ニーズへの対応

全国的に、児童虐待、いじめ、不登校、ひきこもり、貧困、障害、ヤングケアラーなど、抱える課題や支援ニーズは複雑化・複合化し、グラデーション状に広がっています。

そうした課題やニーズに対応するためには、地域共生社会の実現を目指す「京・地域福祉推進指針」や「はぐくみ支え合うまち・京都ほほえみプラン」など、関連する分野別計画との連携が不可欠です。

前計画から推進してきた取組を継続しつつ、関係する分野別計画と連携しながら、地域の中で支え合う取組が生まれやすい環境づくりと、緩やかなつながりによって見守るセーフティーネットの強化を図るとともに、行政・支援機関等が包括的に受け止め、連携・支援する体制を強化していきます。

【取組の方向性】

- 関連する分野別計画と連携し、複雑化・複合化する課題に対応していきます。
- 特性や状況に応じて、全ての子どもたちが身近な地域で適切な福祉施策や教育を受けることができるような支援体制の充実など、切れ目ない支援を推進します。
- 区役所・支所子どもはぐくみ室や児童福祉センターを中心に、国・府の関係機関や児童福祉施設等、学校とも連携し、見逃しや遅れのない対応と包括的な支援を提供する体制の整備を進めていきます。

【具体的な施策】

① 複雑化・複合化する課題への対応

- ・ 継続的な支援を必要とする家庭への支援
- ・ 障害や疾病等で支援が必要な子どもに対する福祉と教育の充実
- ・ ヤングケアラー・若者ケアラーへの支援

潜在的なヤングケアラーの把握、就学支援、学校での配慮、子ども・若者総合相談窓口による相談支援 など

- ・ ひとり親家庭の負担軽減のための支援
学習支援、就労支援、貸付金の実施 など
- ・ 社会的養育の推進
里親等委託の推進、特定妊婦等への支援の強化 など
- ・ 安心・安全な教育環境の確保
いじめ・不登校の未然防止と早期発見・解決に向けた取組の推進 など

② 行政・支援機関などと連携した包括的な支援体制の整備

- ・ ヤングケアラーの把握・支援の連携推進
区役所・支所子どもはぐくみ室と学校関係機関との連携強化 など
- ・ 児童虐待防止対策の推進
区役所・支所子どもはぐくみ室及び児童福祉センターを中心とした個別支援の強化
- ・ はぐくみ支え合うまち・京都ほほえみプランの推進（障害児福祉分野施策との連携）
- ・ 京・地域福祉推進指針の推進（重層的支援体制整備事業など、福祉分野施策との連携）

